

消防救助工作自動車売払仕様書

この仕様書は、埼玉東部消防組合（以下「消防組合」という。）が保有する消防救助工作自動車（以下「売払車両」という。）の売払について必要な事項を定める。

第1 売払条件等

- 1 売払車両には、スペアタイヤ等を含むものとする。
- 2 引取の場所は、売払車両を保管する、埼玉県加須市北小浜780-1埼玉東部消防組合加須消防署とする。
- 3 契約の締結
買受者は、地方自治法等の関係法令及び埼玉東部消防組合契約規則に基づき、落札の日から7日以内に契約を締結とする。
なお、契約締結後に一時抹消登録に必要な、公印台帳（印鑑証明の代替）、委任状、車検証、ナンバープレートを引渡とする。
- 4 売払車両の引取り
引取り期限は契約締結後別途協議とする。
引取り日時については、引取り期限内の平日とし、午前9時から12時又は午後1時から4時までの間で、買受者と当消防組合で調整の上決定とする。
なお、売払車両、譲渡証、リサイクル券（預託証明書）、車の鍵は、契約金額の納入ならびに一時抹消登録が終了した後に引渡とする。
- 5 リサイクル料金
自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については預託済みであり、託済みのリサイクル料金の還付は、契約金に含むものとする。
入札書にあたっては、買受代金にリサイクル料を加算した額の記載とする。
- 6 契約金の納付
契約金は、契約の日から30日以内に当消防組合の指定する口座へ入金すること。振込手数料については買受者の負担とする。
- 7 自動車取得税等
この契約に伴う諸税（取得税等）が発生する場合には、買受者の責任・負担

において適切に処理すること。

8 自動車検査証の抹消登録

買受者は、車両引取り前に、自動車検査証の「埼玉東部消防組合」を所有者とする自動車検査証を一時抹消登録すること。

その後、登録識別情報等通知書の写しを当消防組合担当者に提出すること。

なお、抹消の登録等に係る諸経費は、買受者が負担することとする。

消防組合は、本契約による売払車両については永久抹消登録（解体）を希望するが、買受者が海外輸出を含む二次販売を希望する場合は、購入者を消防組合に開示し同意を得るものとする。

なお、現状有姿での二次販売は認めないため、二次販売を行う場合であっても、9項（7）から（9）までの処理を実施すること。

9 引取事項

（1）売払車両は現状有姿での引渡し、下見を行わなくとも入札書の提出はできるが、その場合は売払車両の状態について承諾したものとみなし、入札書提出後の異議不服申し立ては一切認めないもの。

（2）売払車両には、経年の劣化による色あせ、錆の発生や使用による汚れ、傷、へこみ等があることを事前に確認すること。

（3）当消防組合は売払車両について契約不適合責任は負いたため、引取り後に隠れた瑕疵を発見しても一切の責任を負い。

（4）契約締結後の返品・交換は不可とする。

（5）引取り後の売払車両の運搬は買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等必要とされる費用は、買受者の負担とする。

（6）引取り後の売払車両の保管は、買受者の責において行い、路上等に放置しないこと。また、当消防組合が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出すること。

（7）買受者は、車両のサイレン装置、赤色灯及び消防章を、当消防組合から車両引渡し後20日以内に取り外すること。また、取り外したサイレン装置等は適切に廃棄すること。

（8）買受者は、売払車両の「埼玉東部消防組合消防局」、「車両名」の文字を、当消防組合から車両引渡し後20日以内に塗りつぶし等により削除すること。文字がシールで貼付されているため、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除すること。

（9）サイレン装置等の取り外し及び車両の文字の削除を行った証明として、車両の前方、左右、後方、キャブ上部及びキャブ内電子サイレンアンプ取

り外し部分の写真を、当消防組合から車両引渡し後20日以内に当消防組合担当者に提出すること。

なお、デジタルカメラを使用して撮影した場合には、そのデータもあわせて提出すること。

(10) 車両引取り後に受領書を提出すること。

10 その他

契約締結後に仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

11 担当者

埼玉東部消防組合消防局 消防課 装備担当 塚越・山口・梶塚

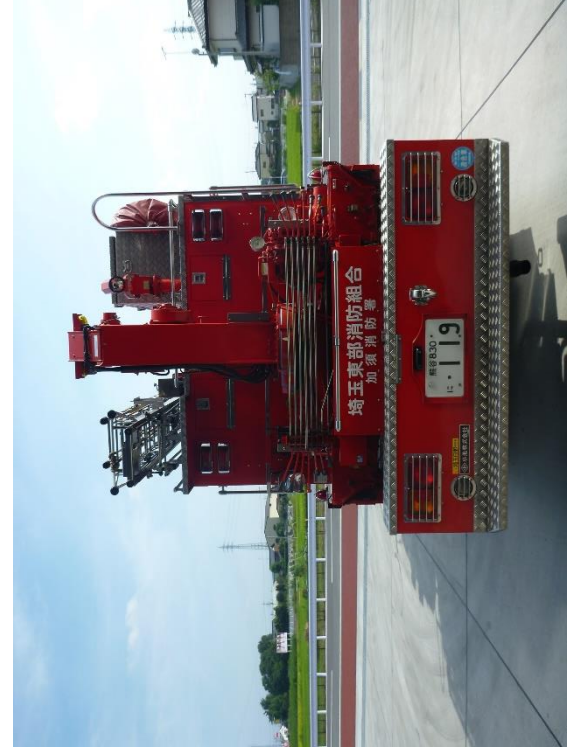
電話：0480-21-6465 FAX：0480-21-6469

E-mail：syoubou@saitamatobu-119.jp

第2 売払車両

1	車 両 名	消防救助工作自動車
2	数 量	1 台
3	自動車登録番号	熊谷 830 に 119
4	登録年月日	平成25年5月1日
5	初度登録年月	平成15年1月
6	自動車の種別	普通
7	用途（事業用別）	特殊（自家用）
8	車体の形状	消防車
9	車名（車台番号）	日野（GD1JGD10377）
10	型 式	KK-GD1JGDA改
11	原動機の型式	J08C
12	総排気量	7.96L
13	燃 料	軽油
14	変速装置	マニュアルトランスミッション
15	駆動方式	2WD
16	乗車定員	6人
17	最大積載量	— kg
18	車両重量	9,660kg
19	車両総重量	9,990kg
20	全 長	765cm
21	全 幅	225cm
22	全 高	320cm
23	走行距離	68,554km（令和5年7月18日現在）
24	装 備 品	ダブルキャブ・クレーン・ウィンチ装置
25	車両画像	添付のとおり

別添



自動車検査証

令和 5年 1月 30日 埼玉運輸支局長

442230022253

自動車登録番号又は車両番号 熊谷 830 に 119	初度登録年月 平成 15年 1月	自動車の種別 普通	用途 特種 家用	型式指定番号 特種 家用	類別区分番号
車名 日野					
車台番号 消防車					
燃料の種類 軽油					
型式 KK-GDJJGDA改	原動機の種類 軽油	前軸重 3150 kg	前後軸重 765 kg	後軸重 6510 kg	総排気量は運格出子 7.96 kW
乗車定員 6 人	車両重量 9660 kg	車両総重量 9990 kg	軸間距離 225 cm	高さ 320 cm	

埼玉東部消防組合

備考

NOx・PM適合、特種用途（使用者限定）、改造
内容 動力伝達装置、その他

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。



T9462SE9967685

国土交通省

8544

A

記録年月日 令和 5年 1月 30日

自動車検査証記録事項

442230022253

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		熊谷 830 に 119									
車台番号		GD1JGD10377									
登録年月日/交付年月日		平成 25年 5月 1日		初度登録年月		平成 15年 1月		有効期間の満了する日		令和 7年 1月 30日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		埼玉東部消防組合									
所有者の住所		埼玉県久喜市上早見396								[11531 0043]	
使用者の氏名又は名称		***									
使用者の住所		***									
使用の本拠の位置		埼玉県加須市北小浜780-1								[11509 0209]	
3. 車両詳細情報											
車名		日野 [262]									
型式		KK-GD1JGDA改				原動機の型式		J08C			
自動車の種別		普通		用途		特種		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		消防車 [523]				乗車定員		6人		最大積載量	
車両重量		9660kg		車両総重量		9990kg		長さ		765cm	
幅		225cm		高さ		320cm		前後軸重		3150kg	
前後軸重		3150kg		前後軸重		-kg		後後軸重		6510kg	
燃料の種類		軽油		型式指定番号		類別区分番号					
4. 備考											
<p>【熊谷】、継続検査 自動車重量税額 ¥126,000 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 【走行距離計表示値】68,100km (令和5年1月30日) 【旧走行距離計表示値】62,600km (令和3年1月18日) この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】指定整備工場 【整備工場コード】44-01676 【改造内容】[0398]動力伝達装置 【その他検査事項】(1) 自埼玉第105号 平成15年1月8日 以下余白</p>											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9462SE9967685




[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0700-0657-1749
車台番号	GD1JGD10377
車名	日野

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥6,580
エアバッグ類料金	¥1,950
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥8,760

 財団法人
 自動車リサイクル促進センター

 2007年 1月25日発行
 事務処理番号: 3-000007700221<4>

 ※領収印無き
 ものは無効

 ※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両
 へのみ有効です。
 ※料金欄で「*****」と表示されている項目は
 リサイクル料金が預託されていない装備です。
 使用済自動車引渡時に装備がある場合は
 リサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0700-0657-1749
車台番号	GD1JGD10377
車名	日野
預託金額	¥8,760 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

 ※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定
 により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき
 当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0700-0657-1749
車台番号	GD1JGD10377
車名	日野

受領金額

¥480

(消費税込み)

 財団法人
 自動車リサイクル促進センター

 2007年 1月25日発行
 事務処理番号: 3-000007700221<4>